

平行線が交わる時

- 共生社会のための都市農地活用 -

AJ15032 加藤陽光

指導教員 郷田修身 担当教員 岡野道子



背景

2016年、「障害者差別解消法」が新たに施行されました。また、多くの企業が障害者の就職支援を行い、社会活動参加のハードルは下がってきています。このように今日の日本では、障害者と健常者が共生できる社会を作ろうと様々な動きが見られます。さらに、障害者の人口は年々増えており、全ての人々が共生できる社会の構築が求められているのです。

“障害者差別解消法”の施行以降
あなたに対する差別や偏見は改善されたと思いますか。



参照…<http://www.gp-sri.jp/report/detail031.html>

しかし、2016年に当法律が施行されたにも関わらず、その効果は薄く、「差別」や「偏見」は改善されていないと感じる方がほとんどのようです。

国や企業などの大きな単位では共生社会を作ろうという意識が見られるが、地域や個人などの小さな単位での共生への意識はまだ低く、両者の間にはギャップが存在しています。

そのために障害理解は今ひとつ進んでいないことが明らかであると言えます。

問題提起

人々の障害に対する理解はなぜ進まないのでしょうか。

「障害理解」においては障害に関する「知見」という枠組みのみで理解を進めるのではなく、「かかわり」という実践的取り組みの経過・結果を踏まえて理解していくことが必要になります。しかし、今日では「知見」を深める機会のみが増え、「かかわり」を持つ機会が増えていないのが現状です。そのために、障害の理解は深まらず、合理的配慮の欠如等に繋がっているのです。

対象敷地



練馬区は畑、農園、緑地が数多く存在し、住宅地が広がるなかにも、緑地帯が広がっています。23区の中であって、緑豊かな区です。

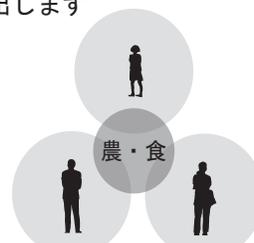
2006年度に実施された「練馬区みどりの実態調査」によれば、緑被率は22.2%となっており、これは23区中で1位となっています。都市化の中で緑地を多く残し、環境保全に貢献する区という意味で、23区全体にとっても貴重な存在なのです。さらに練馬区の農地面積は、278ヘクタールと23区のなかで最大で、東京23区の農地面積の4割近くを占めています。本研究では、2018年に生産緑地から田園居住地域と指定された練馬区土支田2丁目42番17号を敷地として選定しました。田園居住地域は田畑と市街地の共存が可能です。

システムダイアグラム

本計画では障害者、健常者の交流の場を、都市部における農地活用を介して創出します



重なることのなかった障害者と健常者の「日常」



農・食を介して人々の「日常」が重なる

介護施設や病院、特別支援学校などの施設は障害者にとっての「日常」となる場です。しかし障害者とその職員以外の利用はほぼなく、健常者と障害者との間に明確な境界が存在しており、街との接点はなく内部で完結してしまっています。本研究では街に対して開かれた農地と建築を一体的に設計し、両者の「日常」が重なり合う場を創ります。

提案

3つの区画からなる敷地に農地を確保した上で、7棟の建築を点在させます。就労支援施設を主な用途としつつ、交流できるプログラムを設定しました。

- 1 銭湯：農作業後や気分転換に利用できる街に開かれた浴場
- 2 ファーマーズマーケット：敷地内で採れた作物を販売する
- 3 ファーマーズレストラン：農風景を眺めながら食事ができるレストラン
- 4 アトリエ：障害者のアート制作や子供達の交流の場となる
- 5 食堂：市民農園で採れた作物を料理したり、料理教室などを開く食育を学べる
- 6 休憩所：住宅街と敷地の接点となる場に設ける
- 7 グループホーム：自立や就労を目指し、地域住民と交流しながら生活のできる施設
- 8 市民農園：庭面積の少ない都市部において気軽に菜園のできる場となる

本研究では街に対して開かれた農地と建築を一体的に設計し、両者の「日常」が重なり合う場を創ります。障害者と健常者という枠組みを超え、共に過ごす場を農地につくることで、穏やかな「かかわり」のある風景を創出します。

